

ID: 149

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	生きがい型デイサービス事業の利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	聖籠町介護事業実施規則 第15条		
例規番号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第十五条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止又は取消しをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 伝染性疾患に罹患した者 二 疾病又は負傷のため入院治療が必要と認められる者 三 その他、町長が適当でないと認めた者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日